

社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1 和歌山県知事（以下「知事」という。）は、物価高騰により影響を受ける介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、薬局等に対し、予算の範囲内で社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事務局の設置)

第2 知事は、第1の目的を達成するため、支援金に係る事務局（以下「事務局」という。）を設置し、交付に必要な事務を事務局が行う。

(交付対象者)

第3 支援金の交付対象となる者は、次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす者とする。

- (1) 県内に所在する次のアからカまでのいずれかの施設又は事業所（以下「施設等」という。）の開設者又は指定事業者（以下「開設者等」という。）であること。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体が開設者等である場合を除くものとする。

ア 介護サービス事業所等

次のいずれかの事業を運営する施設・事業所とする。ただし、共生型サービスに該当する場合は、ア、イの事業所のいずれかを申請する場合に限る。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（単独型又は併設型に限る）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス又は通所型サービスに限る）

イ 障害福祉サービス事業所

和歌山県知事又は和歌山市長が指定する次のいずれかに該当する施設・事業所とする。ただし、共生型サービスに該当する場合は、ア、イの事業所のいずれかを申請する場合に限る。

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所（単独型又は併設型に限る）、施設入所支援、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

ウ 保険医療機関である病院及び診療所

エ 施術所（はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いを行う施術所をいう。）

オ 歯科技工所

カ 薬局（保険薬局に限る。）

(2) 本支援金の申請日において、施設等で運営する事業の実態があること。

(3) 事業継続の意思がある者であること。

（不交付要件）

第4 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（法人にあっては、その役員が次の各号のいずれかに該当する場合を含む。）に対しては、支援金を交付しない。

(1) 交付申請する施設等で運営する事業において既に本支援金の交付を受けた者（ただし、第8の3の規定による再度の交付の決定を行う者を除く。）

(2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定が施行された場合においては、拘禁と読み替えるものとする。）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

(4) (1)から(3)までに掲げる者の他、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

（支援金額）

第5 支援金の額は、別表のとおりとする。

（支援金の交付の申請）

第6 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、施設等ごとに社会福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて知事に対し提出しなければならない。ただし、申請者が複数の施設等の開設者等である場合、一の申請で足りるものとし、その場合、申請する施設等ごとに別紙を作成し、添付しなければならない。

（交付申請の期間及び添付書類等）

第7 支援金の申請期間は、令和7年5月7日から令和7年7月14日までとする。

2 第6に規定する支援金の交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 誓約書（別記第2号様式）

(2) 振込先口座確認書（別記第3号様式）（申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し等、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し等）

(3) 役員名簿（申請者が法人の場合のみ）（別記第4号様式）

(4) その他知事が必要と認める書類

（支援金の交付の決定）

第8 知事は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る支援金の交付が本要綱その他関係法令等で定める

ところに違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付の決定をし、通知するものとする。ただし、当該通知は、県の交付決定に基づく事務局からの通知に代えることができる。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項に修正を加えて支援金の交付の決定をすることができる。

3 知事は、交付の決定の後に申請者の責によらない事由により交付の決定の変更をする事由が生じたときは、再度の交付の決定をすることができる。

（実績報告及び額の確定）

第9 この支援金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、第6に規定する支援金の交付の申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 この支援金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、第8に規定する支援金の交付の決定により当該支援金の額の確定を行ったものとみなす。

（請求書の省略）

第10 この支援金の交付請求は、規則第16条の規定にかかわらず、第8に規定する支援金の交付の決定を申請者に通知した日に、申請者から請求書の提出があったものとみなす。

（申請書類の保管）

第11 申請者は、支援金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等を支援金の交付を受けたのち5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

（申請の取下げ）

第12 申請者は、交付の決定が行われるまでの間、当該申請を取り下げることができる。

（支援金の交付）

第13 知事は、第8の規定による交付の決定後、申請者に対して支援金を速やかに交付するものとする。

2 知事は、第8の3の規定による再度の交付の決定を行った場合において、再度の交付の決定を行った額と既に支払った額に差がある場合は、その差額を交付することができる。

（決定の取消し）

第14 知事は、申請者（法人にあっては、その役員を含む。）が第4に規定する支援金の不交付要件に該当することが判明したとき、又は支援金の交付の決定の内容に付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第15 知事は、第8の3の規定により支援金の減額による再度の交付の決定をした場合、又は第14の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合には、申請者の当該減額又は取消しに

係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

（加算金）

第16 申請者は、第15の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額はまず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 知事は、やむを得ない事情その他事情があると認めるときは、申請者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

（立入検査等）

第17 知事は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又は県若しくは事務局の職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の県又は事務局の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（公表）

第18 知事は、不正受給など必要があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、支援金の内容等について公表することができる。

（申請内容の情報提供）

第19 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国などの関係機関に対し、個人情報を含む申請内容を提供することができる。

（その他）

第20 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月10日から施行する。

別表（第5関係）

施設類型			単価	
介護サービス事業所等	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	8,500	円/定員
	入所系(介護保険施設)	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	6,000	円/定員
	入所系(介護保険施設以外)	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（単独型又は併設型に限る）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	13,000	円/定員
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	25,500	円/事業所
	居宅介護支援	居宅介護支援	12,000	円/事業所
障害福祉サービス事業所	通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	4,000	円/定員
	居住系	共同生活援助、短期入所（単独及び併設型に限る）	4,000	円/定員
	入所系	施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	3,500	円/定員
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	11,000	円/事業所
	相談系	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	5,000	円/事業所
病院	一般病床 療養病床	高度急性期	50,000	円/病床
		急性期	25,000	円/病床
		回復期	15,000	円/病床
		慢性期	15,000	円/病床
	精神病床		15,000	円/病床
	感染症病床		25,000	円/病床
	結核病床		25,000	円/病床
	特別高圧加算【特別高圧※で受電する施設のみ以下の金額を加算する。】			
	電気使用量	令和7年1月から2月分	1.3	円/kWh
		令和7年3月分	0.7	円/kWh

	食材料費支援		
		9,140	円/病床
診療所	有床診療所〈許可病床数が2床以上〉	15,000	円/病床
	有床診療所〈許可病床数が1床〉	20,000	円/事業所
	無床診療所(医科、歯科)	20,000	円/事業所
	食材料費支援【有床診療所のみ】		
		9,140	円/病床
施術所	はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師	20,000	円/事業所
歯科技工所	歯科技工所	16,500	円/事業所
薬局	薬局	20,000	円/事業所

※電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第1項第3号に規定する特別高圧をいう。